

第10回名立区地域協議会 次第

日時：平成31年1月24日（木） 午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 上越市うみてらす名立条例の一部改正について
(観光振興課)

資料No. 1

(2) 諮問・答申結果について

資料No. 2

(3) 事務事業評価の実施について

資料No. 3

3 協議事項

(1) 地域活動支援事業の検証・検討について

資料No. 4

(2) 平成31年度地域活動支援事業名立区審査方針について

資料No. 5・6

4 その他事項

(1) 平成30年度第11回地域協議会の開催予定

平成31年 月 日 () 午後 時 分から

5 閉 会

上越市うみてらす名立条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、うみてらす名立の利用料金の上限額を改定するとともに、大浴場と屋内プールの利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

健康交流館ゆらら

施 設	区 分	単 位	現 行	改定後
大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	1,650 円	1,860 円
	小学生		1,240 円	1,030 円
	未就学児		830 円	/
大浴場	中学生以上		830 円	800 円
	小学生		620 円	300 円
	未就学児		420 円	/
屋内プール	中学生以上		1,240 円	1,260 円
	小学生		830 円	840 円
	未就学児		620 円	/
屋外プール			520 円	530 円
個室	1 時間につき	1 室	2,060 円	2,100 円

・未就学児区分は廃止とし、小学生区分を小学生以下とする。

交流促進施設光鱗

区 分			単 位	現 行	改定後	
宿 泊 室	宿泊利用	和室	1 人 1 泊につき	中学生以上	11,830 円	12,050 円
				小学生	10,290 円	10,480 円
				未就学児	7,200 円	7,340 円
		洋室		中学生以上	11,320 円	11,530 円
				小学生	9,780 円	9,960 円
				未就学児	6,690 円	6,810 円
	フレンズ ルーム	中学生以上		27,260 円	27,770 円	
		小学生		25,720 円	26,200 円	
		未就学児		22,630 円	23,050 円	
	ステー ディオ ール ーム	中学生以上		42,180 円	42,960 円	
		小学生		40,630 円	41,390 円	
		未就学児		37,550 円	38,240 円	

	日帰り利用	1 室 1 時間につき	2,060 円	2,100 円
多目的ホール		4 時間まで	30,860 円	31,430 円
		4 時間を超える場合 1 時間につき	15,430 円	15,720 円

区 分	単 位	現 行	改定後
特例占有時有料施設の全部又は一部を占有して利用する場合	4 時間まで	51,430 円	52,390 円
	4 時間を超える場合 1 時間につき	30,860 円	31,430 円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

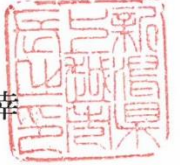
施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。



上教社第85号
平成31年1月8日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立名立地区公民館下名立分館の廃止について（通知）

平成30年12月18日付けで答申のあった諮問第67号上越市立名立地区公民館下名立分館の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立名立地区公民館下名立分館を廃止することとし、平成31年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

写

上教社第86号
平成31年1月8日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立名立地区公民館上名立分館の一部廃止について（通知）

平成30年12月18日付けで答申のあった諮問第68号上越市立名立地区公民館上名立分館の一部廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立名立地区公民館上名立分館の講堂を廃止することとし、平成31年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。

地域活動支援事業の検証・検討結果一覧

項目	1-①	1-②	1-③	2	3	4	5	6	7	8-①	8-②	8-③
	採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加)	補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理	補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理	提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し	提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し	各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定の科目に係る事業費上限割合を導入	各区で検討の上、追加募集を廃止	各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理	次代を担う子どもたちの郷土愛を育むことにも審査の視点を置き、将来に向けて本事業の取組(有効性)をつなげていく必要性	見直しの検討で苦慮した点について(自由記述)	地域協議会での主体的な見直しに向けて検討したい事項について(自由記述)	左記②を実現するために、市の協力を得たい事項について(自由記述)
見直しの必要性あり	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	4	1
見直しの必要性なし	9	8	6	7	9	9	8	8	7			
要検討	0	0	1	0	0	0	0	0	1			
無回答	0	0	1	1	0	0	0	0	0			
【見直しの必要性】意見	<p>【なし】名立区独自の審査項目であげているので見直しの必要はないと思うが、もう少し日常生活での課題に取り組む支援事業が出てきてほしいと思う。</p> <p>【なし】13区各区に特性があって当たり前。横並びの審査基準では地域の特性が生まれれない。</p> <p>【なし】名立区独自の審査項目に地域課題についての認識を確認するものがあるので、現状でよいと思う。</p> <p>【なし】各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はない。</p> <p>【なし】今までどおりでよい。</p>	<p>【あり】ユニフォーム等に限らず、個人が私物化する恐れのある備品の購入は、補助対象外にしてよいと思う。ジュニアスポーツのユニフォーム等で、成長に合わせて下学年の児童に回すなどして、私物化しないものはよいと思う。</p> <p>【なし】地域活動支援事業の補助金効果が住民に幅広く及ぶことが望ましいのは言うまでもないが、事業の内容によって差が生じることはやむを得ないと思う。</p> <p>【なし】現行でよしとする。</p> <p>【なし】各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はない。</p> <p>【なし】名立区の考えに賛同</p>	<p>【あり】H29年度、牧区では高速デジタル複合機器に891千円、大湯区では耐用年数を経過した印刷機の更新に2,440千円という高額な補助金の採択を行っている。こういう事業が採択されるから、2区とも残額が0円もしくは6千円となっていると思う。他の地域協議会でのことなので詳しい経緯は分からないが、名立区でも検討すべきではないかと思う。</p> <p>【要検討】広義な意味で、地域内での各種地域活動がスムーズに行われる環境にあるかどうかの前提条件により判断すべきではないか。</p> <p>【なし】各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はない。</p> <p>【なし】名立区の考えに賛同</p>	<p>【あり】地域活動支援事業も市長が代われば無くなるかもしれないので、その後も自立し、継続できるのか確認するべきと思う。採択に当たった額の減額は検討してみてもいいと思うが、それも自立の目的がたっているかによると思う。</p> <p>【なし】他地区で一部補助率を設定しているが、名立区は今までどおりでいい。</p> <p>【なし】自立化を促す必要性の根拠はどこにあるのか。また、補助率の決定についても各協議会に任せるのであれば、個々の案件について協議する時点で意識すればよい。なお、各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はない。</p> <p>【なし】今までに問題なし</p>	<p>【なし】名立区での検討・検証結果のとおりでよい。</p> <p>【なし】これについては地域協議会でも話しをしているので、現状でよいと思う。</p> <p>【なし】事業内容によって継続性のある・なしがあるので、年制限は不要だと思う。</p> <p>【なし】同一事業の連続に対して、同一だからといって補助率を下げるのはあまりに画一的過ぎる。個々の案件の協議に任せるのがいいのではないか。なお、各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はない。</p> <p>【なし】今までどおりでよい。</p>	<p>【なし】採択の際に十分に確認しているため現状でよい。</p> <p>【なし】一時的活動のことでなく、継続的活用の見通しがあるかどうかを事前相談時や提案書受付の際に確認しているからです。</p> <p>【なし】そもそも、ソフト活動の支援が主であると認識していないのですが。なお、各地域協議会の自主性・地域性に任せるのであれば、全市統一の必要はないのでは。</p> <p>【なし】今までどおりでよい。</p>	<p>【あり】応募書類の遅れなどを考え追加募集は必要とは思いますが、2回まででいいと思う。</p> <p>【なし】名立区での検討・検証結果のとおり</p> <p>【なし】現状のままです。</p> <p>【なし】名立区の考えに賛同</p>	<p>【あり】審査から外れる委員の基準を設定した方がいいと思う。(活動に関わる全ての人でなく、代表者、役員位でよいと思う)</p> <p>【なし】審査の公平さを保つためにも、現行を良くする。</p> <p>【なし】現状のままです。</p> <p>【なし】「代表者」とはいわゆる会長、委員長といった特定、限定を指すものとしたら疑義が残るため。</p> <p>【なし】名立区の考えに賛同</p>	<p>【あり】更に推し進めて、保育園・ジュニアスポーツ・小学校・中学校などでの本事業への認識を深め、取組を行ってほしいことをアピールする。(名立の子どもを守り育む会、児童館なども同様)</p> <p>【要検討】現行の審査方針は概念的な内容であり、個別的な視点まで言及していない。これは各事業主体がいろいろな視点で課題発見・解決に向かって取組みやすいスタイルとなっており、限定的・個別的な視点を設定しない方が、誰もが自由に提案できる。</p> <p>【なし】当然のこと。</p> <p>【なし】名立区の考えに賛同</p>	<p>他区の事業を見ると、名立区では採択されないようなものも多くあり、市で統一したい意向は分かる。ただ、地域性もあるので難しいと思う。</p>	<p>・残額が多いので、新しい提案事業をする団体を増やしたい。</p> <p>・提案事由によっては100万円を超えるものもあると思う。次年度へ回すことになるより、1回で採択できるようにすべき。</p> <p>・名立区では、個々の案件に対して様々な点から協議していくという基本的な部分を各委員が意識して協議するのであれば、これらの見直しはしなくていいのではないですか。ただし、個々の案件に対して採点する前に、意見の交換がもう少し必要ではと思う。(協議時間が長くなる)</p> <p>・採択方法</p>	<p>総合事務所に負担をかけてしまうが、子どもに関係する団体に具体的にアピールしてほしい。</p>
名立区地域協議会としての結論	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない	見直しを 行う・行わない			

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

(平成 30 年 11 月 9 日 (金) 自治・地域振興課担当者会議 資料)

※予算額 1 億 8000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨	(1) 実施方法
(1) 目的	(2) 対象事業
(2) 運用方針	(3) 対象経費
(3) 審査体制	(4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額	5 事業の実施手順等
(1) 総事業費	(1) 採択方針の取扱い
(2) 配分額	(2) 事業提案書の受付
(3) 残額の取扱い	(3) 提案事業の審査
3 今後の主なスケジュール	(4) 事業の紹介・公表
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)＋人口割5,400万円

均等割7：人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・ 事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・ 採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

平成 30 年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた提案事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

＜地域特性・地域資源の視点＞

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2.景観形成、生活環境の向上事業
3.安全安心な地域づくり事業
4.健康・福祉の充実事業
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6.自然環境保全事業
7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8.地域間等との交流事業
9.その他、名立区の活性化につながる事業

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えないものではないか。 	5・4・3・2・1・0 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 	5・4・3・2・1・0 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5・4・3・2・1・0 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		⑦ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
①地域課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題についての認識はあるか。 	5・4・3・2・1・0 点
②地域特性・地域資源の視点	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。 	5・4・3・2・1・0 点
③地域特性・地域資源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性・地域資源を有効に活用しているか。 	5・4・3・2・1・0 点
④事業効果	<ul style="list-style-type: none"> この事業で何を期待するか。 地域課題の解消につながるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
⑤名立区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> 将来像とのつながりや整合性があるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		① 点

合 計 (50点満点)		⑦+① 点
-------------	--	-------

- ・5点…優れている
- ・4点…やや優れている
- ・3点…普通
- ・2点…やや劣っている
- ・1点…劣っている
- ・0点…評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の全体の採点の平均点で30点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は5万円、上限を100万円とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の100%とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

採択（予定）事業の補助希望額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

採択（予定）事業の補助希望額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

※ この審査方針は、平成30年2月21日開催の平成29年度第11回地域協議会において策定した。

上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規

1 目的

この内規は、上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する詳細な事項について定める。

2 審査方法等について

(1) 提案者の説明（プレゼンテーション）

- ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。
- ・プレゼンテーション前に提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に説明するとともに、提案者から了解を求める。

(2) 基本審査

- ・事業提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。

(3) 全体協議

- ・全市共通審査及び名立区独自審査に関して、採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。
- ・採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は具体的な内容について、委員全体で協議する。

(4) 補助金額の調整

- ・採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。

3 その他

この他に審査に関する必要事項がある場合は、委員全体で協議のうえ定めるものとする。

※ この内規は、平成30年2月21日開催の平成29年度第11回地域協議会において策定した。